

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。 一 五（略） 2 5（略） （届出事項） 第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 二十六（略） 二十七 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当（中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。）をした場合 二十八・二十九（略） 2（略） 3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。 一 五（略） 2 5（略） （届出事項） 第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 二十六（略） 二十七 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当をした場合 二十八・二十九（略） 2（略） 3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、

次に掲げる場合とする。 一～十九 (略) 二十 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当(中間事業年度又は事業年度に係るものを除く。)をした場合 二十一・二十二 (略) 4 ～ 10 (略)	次に掲げる場合とする。 一～十九 (略) 二十 会社法第四百五十三条の規定により剰余金の配当をした場合 二十一・二十二 (略) 4 ～ 10 (略)
--	---